

令和 年（ ）第 号

意見書

本件不動産につき、入札又は競り売りの方法により売却を実施しても適法な買受
けの申出がなかったときは、他の方法により売却することについて異議ありません。

なお、本件不動産につき滞納処分による差押えがある場合には、続行決定が未了
であっても、現況調査命令と同時に評価命令を発令し、売却準備までの手続を続行
させることに異議ありません。

令和 年 月 日

申立債権者

印

秋田地方裁判所民事第2部 御中